

振り込め詐欺等の被害者の皆様へ

平成20年6月21日に、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）が施行されました。

本法律は、オレオレ詐欺・還付金詐欺・ヤミ金融など振り込め詐欺等の犯罪により、金融機関の犯罪利用口座に振り込まれ滞留している犯罪被害金の支払い手続き等を定めたものです。

被害に遭われたと思われる方は、ご相談をお受けさせていただきますので下記連絡受付窓口へご連絡ください。

【 連絡受付窓口 】

担当部署	新庄信用金庫 業務部
T E L	0233-22-4222
受付時間	平日 09:00 ～ 17:00（休業日を除く）

本法の対象となる犯罪に利用された預金口座の債権消滅に関する公告および被害回復分配金の支払のための公告については、預金保険機構のホームページの下記該当ページをご覧ください。

<https://furikomesagi.dic.go.jp/>

以 上